

Q 議会改革って何？

学生A： 議会改革が必要とされる理由は何ですか？

先生： 前に（５ページ）説明しましたが、地方自治体では、議決機関としての議会を構成する議員と執行機関としての長を、共に住民が直接選挙で選び、その代表とする二元代表制を取っています。二元代表制では、双方が独立して機能を発揮することで、県民の意向を十分に反映させられる仕組みとなっているのです。

地方分権の流れの中で、執行機関の権限は大きくなっています。これに対して、議会も、その役割である「立法機能」や「監視機能」の強化を図りながら、分権時代に即した議会へと改革を推進することが求められているのです。

学生A： 具体的に、どのような取組が行われているのですか？

先生： 県議会では平成 17 年 5 月に、議会運営委員会の諮問機関として、「議会改革検討委員会」を設置しました。ここでは、①本会議のあり方について、②委員会のあり方について、③県に対する議会の関与のあり方について、④その他の 4 項目を検討課題としました。

学生A： どんな成果が上がったのですか？

先生： 議会改革検討委員会では、11 次にわたる答申を行いました。この中で、一般質問における一問一答方式の導入や議員定数の削減、政務調査費マニュアルの作成など、議会の機能強化や透明性の向上、経費削減に取り組んできました。

学生A： 群馬県議会では様々な議会改革に取り組んできたんですね。

先生： そうですね。群馬県議会は他県に先駆けて、先進的で実効性のある議会改革を検討し、実行してきました。そして、これらの成果を集約し、平成24年3月に「議会基本条例」を制定したのです。

学生A： 「議会基本条例」ってどういうものですか？

先生： 「議会基本条例」は、議会活動の「基本理念」とその「実現の仕組み」を定めた条例で、実効性に重点を置いた活動方針や議会機能の強化策が盛り込まれています。さらに、議会改革等の継続性を確保するための組織として、「議会基本条例推進委員会」が設置されました。

学生A： 「議会基本条例推進委員会」の構成はどうなっているのですか？

先生： 委員は12人で、交渉団体から推薦された議員で構成されています。委員会では、条例の基本理念を実現するための具体的な取組、議会改革に係る事項等の検討・実施・評価が行われています。

学生A： 具体的にどんなことを検討しているのですか？

先生： 3会期制の導入、議案に対する賛否の議員ごとの公表、政務活動費に係る透明性の向上、フェイスブックの開設、本会議・委員会のペーパーレス化など、様々なことを議論しています。

この中には「若者の政治への関心を高める取組」もあります。この取組の一つとして平成27年度から始まったのが、大学生が県議会の一般質問を傍聴し、議員と意見交換を行う「ぐんまシチズンシップ・アカデミー」なんですよ。他にも、議員が高校に行って生徒と自由に意見交換を行う「GACHi高校生×県議会議員」（平成29年度から）や、議員が大学の講義に参加して学生と意見交換を行う「議員に密着ゼミナール」（令和2年度から）もあります。

若者の意見や要望は、投票以外にもこのような形でくみ取られ、議会でも議論されたり、老朽化した施設の修繕など、実際に県の施策に反映されたりしています。

議会は若者の皆さんの声に耳を傾けようといろいろと取り組んでいます。このような機会をきっかけに皆さんも政治に関心を持ち、選挙の際はぜひ投票に行ってみてください。



「ぐんまシチズンシップ・アカデミー」における議員と学生の意見交換の様子